

諮問番号：令和3年諮問第2号

諮問日：令和3年 6月29日

答申番号：令和3年度答申第2号

答申日：令和3年 8月 2日

件名：「令和2年度国会議員政策担当秘書資格試験の特定受験者の第1次試験の論文式において政策担当秘書資格試験委員会へ提出した論文式の解答用の原稿用紙」の不開示に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「令和2年度国会議員政策担当秘書資格試験の特定受験者の第1次試験の論文式において政策担当秘書資格試験委員会へ提出した論文式の解答用の原稿用紙」につき、その存否を明らかにしないで不開示とした決定は、取り消すべきである。

第2 苦情申出人の主張の要旨

1 苦情申出の趣旨

本件苦情申出の趣旨は、参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（平成23年3月30日事務総長決定。以下「規程」という。）第3条に基づく「令和2年度国会議員政策担当秘書資格試験の特定受験者の第1次試験の論文式において政策担当秘書資格試験委員会へ提出した論文式の解答用の原稿用紙」（以下「本件対象文書」という。）の開示申出に対し、令和3年4月28日付け参庶文発第23号により参議院事務局（以下「事務局」という。）が本件対象文書の存否を明らかにせず不開示としたことについて、その取消しを求め、本件対象文書の存否を明らかにした上で、なお事務局文書が存在する場合には開示すべきというものである。

2 苦情申出の理由

苦情申出人の主張する苦情申出の主たる理由は、苦情の申出書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件申出に係る特定受験者の氏名及び受験番号については、令和2年度国会議員政策担当秘書資格試験（以下「本件試験」という。）の最終合格者として官報並びに衆議院及び参議院が管理する掲示板に掲載されており、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号ただし書イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。したがって、特定受験者が当該試験を受験したことは公知の事実であり、文書の存否を明らかにしないことは不合理である。

さらに、事務局には、開示を求める法的根拠がないため、法の趣旨に沿った対応をとるべき等の理由から、不開示とした文書の開示を求める。

第3 事務局の説明の要旨

1 本件対象文書

開示を求められた事務局文書は、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程（以下「実施規程」という。）第6条に基づいて実施される「第1次試験」の「論文式」試験の解答用紙である。

2 不開示理由の要旨

特定の個人が本件試験を受験していることの実事の有無に関する情報は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」（情報公開法第5条第1号本文）に相当し、また、同号ただし書きからハのいずれにも相当しない。よって当該情報は、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当する。

また、本件申出に係る事務局文書の存否を回答することにより、特定の個人が本件試験を受験していることの実事の有無に関する情報を開示することとなる。そのため、規程第7条に基づき、存否を明らかにせず不開示とする。

3 苦情申出人の主張に対する所見

本件開示申出においては、特定受験者に係る事務局文書の開示申出であり、合格か不合格かにかかわらず、この文書の存否を明らかにすれば、特定受験者が受験をした事実の有無を開示することになり、また、受験をした事実の有無自体が、規程第4条第3号に該当し、事務局不開示情報となることから、規程第7条に基づき、文書の存否を明らかにせず不開示としたものである。

これに対して、苦情申出人は、特定受験者を含む最終合格者の氏名及び受験番号は、衆議院及び参議院の掲示板並びに官報等で掲示されて公にされ、情報公開法第5条第1号ただし書きに該当する情報であるのだから、特定受験者が第1次試験を受験した事実自体も公知の事実となり、ゆえに、文書の存否を明らかにしないことは不合理である旨主張している。

この苦情申出人の主張に対して、事務局としては、以下の見解を有している。

苦情申出人が主張するように、「合格者の氏名及び受験番号」の掲示内容より、特定の者の「受験した事実の有無」を類推し得る例はある。しかし、事務局としては、前者と後者は、結びつけて考えるべき情報ではなく、あくまでも別の情報であると整理している。事務局が「合格者の氏名及び受験番号」と「受験した事実の有無」を別の情報として整理する理由は、以下のとおりである。

本件試験は、「令和2年度国会議員政策担当秘書資格試験実施計画」（以下「実施計画」という。）に基づいて実施されている。実施計画は、衆議院及び参議院の議院運営委員会に設置された秘書問題協議会の議を経た上で、政策担当秘書資格試験委員会によって計画が策定された。実施計画においては、「第1次試験不合格者に対する成績通知 多肢選択式試験及び論文式試験を受験し、第1次試験を不合格となった者（欠席者及び棄権者を除く。）のうち希望者に対し、第1次試験の成績を通知する。具体的な手続きは、第1次試験会場において告知するほか、最終合格者発表後に参議院ホームページ及び衆議院ホームページに掲載する。なお、成績通知書の内容及び採点結果等に関する照会には、一切応じない。」とされており、これは第1次試験合格者への成績開示、成績通知申請期間経過後の成績開示及び成績通知記載事項以外の試験結果データの開示のほか、外部から特定の受験者が受験した事実に係る照会への回答等を一切行わないという点も含めて決定されたと解せられる。

上記の点を踏まえると、「受験した事実の有無」に関する情報については、仮に、「合格者の氏名及び受験番号」から「受験した事実の有無」を類推し得る状況があったとしても、両者を結びつけて情報公開法第5条第1号ただし書イの該当可能性を判断することは適切でなく、むしろ、実施計画が一部情報以外の公表を一切認めていない点に着眼し、情報公開法第5条第1号ただし書イに定める「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない情報と判断することが適当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査・審議を行った。

- ①令和3年 6月29日 諮問の受理
- ② 7月 5日 事務局の職員（庶務部議員課長）からの説明聴取及び調査・審議
- ③ 8月 2日 調査・審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書

本件対象文書は、前記「第3 事務局の説明の要旨」の「1 本件対象文書」において説明されているとおり、「実施規程第6条に基づいて実施される『第1次試験』の『論文式』試験の解答用紙」である。

事務局は、本件対象文書の存否を回答すると、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報を開示することとなるため、規程第7条に基づき、その存否を明らかにせず不開示としたところ、苦情申出人から本件対象文書の存否を明らかにした上で、開示すべきであるとの苦情の申出がされた。

以下、本件対象文書の存否を明らかにせず不開示としたことの妥当性を中心に検討する。

2 本件対象文書の存否を明らかにしないことの妥当性について

(1) 存否情報について

本件対象文書は、特定受験者が本件試験を受験したことを前提として作成されるものであり、本件対象文書の存否を明らかにすると、特定受験者が受験をした事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになると認められる。

(2) 規程第4条第3号（情報公開法第5条第1号）該当性について

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められることから、情報公開法第5条第1号本文前段に該当する。

次に、情報公開法第5条第1号ただし書イの該当性について検討する。

当審査会で、事務局に説明を求め、実施計画を見分したところ、官報で最終合格者の「受験番号及び氏名」を公告し、国会内でも同様の内容を掲示しており、また、試験制度上、最終合格者は、必ず試験を受験しているという事実が認められた。

これに関して、事務局は、衆議院及び参議院の議院運営委員会に設置された秘書問題協議会の議を経た上で政策担当秘書資格試験委員会によって策定された実施計画において、一部情報以外の公表を一切認めない旨定められていることを踏まえ、「合格者の受験番号及び氏名」が公表されている事実と、特定受験者が試験を「受験した事実の有無」とを結びつけず、別の情報として整理している旨述べているが、上述のとおり、合格者は必ず試験を受験

しており、合格者の公表はその受験者が受験したという事実を前提とするものである。よって、合格者の氏名の公表は、受験した事実も同時に公にしたものと解することが妥当であり、その事実までも情報公開法第5条第1号ただし書イには該当しないと判断する事務局の取扱いは妥当ではない。

以上により、本件存否情報は、情報公開法第5条第1号ただし書イに定める「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当せず、規程第7条に基づき存否を明らかにせず不開示とした決定は妥当ではない。

3 結論

前述のとおり、本件対象文書について、規程第7条に基づき存否を明らかにせず不開示とした決定は妥当ではなく、本件対象文書の存否を明らかにした上で、改めて開示の可否を決定すべきであることから、存否を明らかにせず不開示とした決定は取り消すべきであると判断した。

(答申をした委員の氏名)

瀧上信光、鈴木庸夫、高山崇彦